別紙様式第三号㈠中

「前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）」を

「当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）」に改め、同様式記載上の注意2中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意3中「前期繰越剰余金又は前期繰越損失金」を「当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

6　遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。

別紙様式第四号㈠中

「前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）」を

「当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）」に改め、同様式記載上の注意1中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

4　遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。

別紙様式第五号㈠中

「前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）」を

「当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）」に改め、同様式記載上の注意2中「前期期末修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意3中「「前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）」」を「当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

6　遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。

別紙様式第六号㈠第一1㈡記載上の注意中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

別紙様式第六号㈠第一2㈡イ中

正組合員	個人								
	うち組合員たる地位を失わない者								
	法人 農事組合法人								
	法人 その他の法人		（ ）			（ ）			
	計		（ ）			（ ）			
准組合員	個人								
	農業協同組合		（ ）			（ ）			
	農事組合法人								
	その他の団体								
	計								
組合員	農事組合法人		（ ）			（ ）			
	その他の団体		（ ）			（ ）			
	計		（ ）			（ ）			
合計			（ ）			（ ）			

を

正組合員	個人（うち女性）	（ ）	（ ）					（ ）	（ ）
	うち組合員たる地位を失わない者								
	法人 農事組合法人								
	法人 その他の法人								
	計								
准組合員	個人（うち女性）	（ ）	（ ）					（ ）	（ ）
	農業協同組合								
	農事組合法人								
	その他の団体								
	計								
合計									

に改め、同様式第一2㈢ロ記載上の注意2中㈥を㈧とし、㈤の次に次のように加える。

㈥　次に掲げるいずれかの者が経営管理委員又は理事（経営管理委員を置く組合の理事を除く。）である場合にはその旨

イ　組合員（准組合員を除く。ロにおいて同じ。）でない個人

ロ　組合員たる法人の役員でない者

㈦　女性である場合にはその旨

別紙様式第六号㈠第五中

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」を

「重要な会計方針に係る事項に関する注記
会計方針の変更に関する注記
表示方法の変更に関する注記
会計上の見積りの変更に関する注記
誤謬の訂正に関する注記」に改め、同様式第六1㈠中「前期末残高」に